

保管の概要を記載した書類（積替えのための保管）

保管の理由									
取り扱う産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を含む。）ごとの保管計画									
産業廃棄物の種類 *1、*2	性状	面積 (m ²)	屋外 屋内 の別	保管容器 (種類・個数)	保管上限*3 (t又はm ³)	最大 積上げ 高さ*4 (m)	計画搬出量 (t/月又は m ³ /月)	搬出量から 算出した 保管上限*5 (t又はm ³)	予定運搬先の名称 及び所在地

*1 当該産業廃棄物が石綿含有産業廃棄物である場合は、その旨を記載すること。
 *2 同じ種類の産業廃棄物を保管場所内で2か所に分けて保管する場合は、2行に分けて記載すること。この場合、計画搬出量欄及び搬出量から算出した保管上限欄は、1行にすること。
 *3 保管上限は、搬出量から算出した保管上限*5以内となっていること。
 *4 屋外で容器を用いずに保管する場合は、最大積上げ高さを記載すること。
 *5 計画搬出量の7日分として算出した量（計画搬出量÷30×7）を記載すること。

保管の概要を記載した書類（処分等のための保管）

処理施設の種類及び処理する産業廃棄物の種類並びに数量									
取り扱う産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を含む。）ごとの保管計画									
産業廃棄物の種類 ^{*1}	処分前 処分後 の別	性状	面積 (m ²)	屋外 屋内 の別	保管容器 (種類・個数)	保管上限 ^{*2} (t又はm ³)	最大 積上げ 高さ ^{*3} (m)	処理施設の 処理能力 (t/日又は m ³ /日)	処理能力か ら算出した 保管上限 ^{*4} (t又はm ³)

* 1 同じ種類の産業廃棄物を保管場所内で2か所に分けて保管する場合は、2行に分けて記載すること。この場合、処分前の保管にあつては、処理施設の処理能力欄及び処理能力から算出した保管上限欄は、1行にすること。

* 2 保管上限は、処理能力から算出した保管上限^{*4}以内となっていること。ただし、保管する産業廃棄物が当該処分後のものである場合、本欄は記載不要。

* 3 屋外で容器を用いずに保管する場合は、最大積上げ高さを記載すること。

* 4 処理能力の14日分として算出した量を記載すること。ただし、木くず、コンクリート破片又はアスファルト破片であつて、分別されたものを再生するための保管の場合は、木くず又はコンクリート破片は処理能力の28日分、アスファルト破片は処理能力の70日分として算出した量を記載すること。
なお、保管する産業廃棄物が当該処分後のものである場合、本欄は記載不要。